

第 6483 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 7月17日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	---

♠ 休業手当と休業補償

Q：新型コロナの影響を受け、休業手当をもらいました。休業手当と休業補償とは、どのような違いがあるのですか？

A：次のような違いがあります。

【解説】

休業手当と休業補償は、労働基準法で次のように規定されており、所得税では、休業手当は給与所得、休業補償は非課税所得としています。

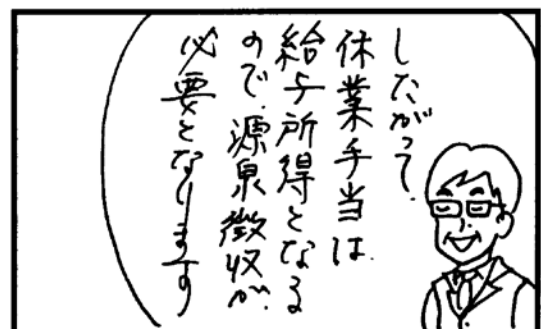
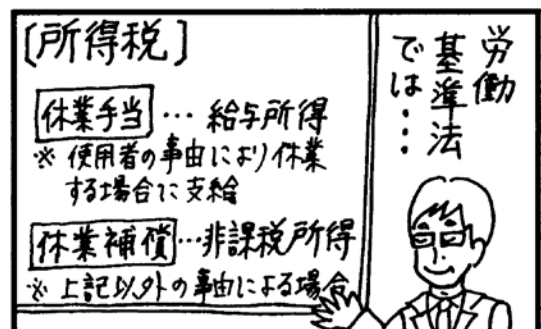
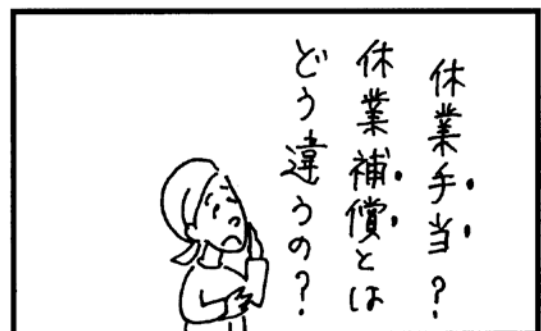
【休業手当】 使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中その労働者に平均賃金の60%以上の手当を支払わなければならない。

【休業補償】 労働者が業務上の負傷等をして、療養のため労働できない場合は、使用者は、労働者の療養中平均賃金の60%の休業補償を行わなければならない。

したがって、使用者の責に帰すべき事由により休業する場合に支給する休業手当は、給与所得に該当し、源泉徴収が必要になります。

なお、使用者の責に帰すべき事由に該当しない休業とは、次のいずれも満たす場合としていますが、最終的には、会社ごとに個別の諸事情を勘案して判断することとなります。

- ①その原因が事業の外部より発生した事故であること
- ②事業主が通常の経営者としての最大の注意を尽くしてもなお避けることができない事故であること



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】